

土監発第2号  
平成20年1月11日

請求人

殿  
殿  
殿

土浦市監査委員 椎木泰雄



住民監査請求に係る監査結果について（通知）

平成19年11月14日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により別紙のとおり通知します。

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

住 所 土浦市

氏 名

住 所 土浦市

氏 名

住 所 土浦市

氏 名

### 2 請求書の提出

請求書は、平成 19 年 11 月 14 日に提出され、同日受け付けた。

### 3 請求の要旨（原文のまま（但し、見出し符号及び明らかに誤記と認められる部分については、修正してある。））

(1) 土浦市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 13 項及び第 14 項の規定に基づき、「土浦市議会政務調査費の交付に関する条例」及び規則を制定した。この条例は土浦市議会議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、政務調査費の交付に関し必要な事項を定めている。平成 16 年 10 月には会派及び議員の公平性の確保、整合性、或いは透明性を確保するため、土浦市政務調査費使途基準に関する申し合わせ事項を定めている。議員一人あたり月額 2 万 5,000 円、年額で 30 万円を交付している。

一方、地方交付税の見直しによる地方自治体の財政逼迫が話題となっている状況の中で地方議会の役割、責任はこれまで以上に重大なものとなる。その意味で政務調査費も、本来の使途に基づいた有効な使用がなされなければならない。

土浦市議会において一連のマスコミ報道で明らかなように今回の市民クラブの視察旅行捏造問題は議員としてあるまじき行為である。他の会派及び議員にも議会自ら申し合わせ事項を定めたにも拘らず違反しているのは、政務調査費が説明責任を問われるという認識の甘さが見受けられ市に財政的損害を与えている。よって以下の公金支出は違法且つ不当であることから市は平成 18 年度政務調査費の市民クラブに対し金 2,010,221 円を、市政研究会に対し金 361,066 円を、公明党土浦市議団に対し金 197,016 円を、一心会に対し金 245,225 円を、新生会に対し金 74,648 円を、井坂信之氏に対し金 300,000 円を、中井川功氏に対し金 1,183 円を、入江勇起夫氏に対し金 11,791 円を返還するよう勧告を求める。

(2) 会派別及び議員の返還請求額とその理由

[市民クラブ] 返還請求額 ア～オ 合計 2,010,221 円

ア 観察実施日 平成 18 年 5 月 22 日～24 日

観察先 大分県別府市（ゴミ減量の取り組みについて）

　　日田市（くらしのみちづくり事業の概要について）

　　熊本県阿蘇市（ASO 安心安全ネットワークについて他）

　　大分県大分市（設計プロポーザル制度について他）

航空券キャンセル料 3 人分 41,520 円が政務調査費から支出しているが、キャンセルは本人の個人的理由によるものであるから自己負担とするべきである。

　　視察報告 A4 サイズ 10 ページの領収書「塙田印刷」印刷代 30,000 円（30 部作成）とあるが、紙質等、到底一部千円を要したものとは思えない。しかも視察報告書は永年保存の義務はない。通常使用するコピー用紙の場合 10 枚×30 部×10 円＝3,000 円程度で十分である。従って差額 27,000 円は過大支出である。

　　平成 18 年 5 月 24 日付けの領収書「有限会社大和交通」7,120 円について、ETC 利用の利用年月日、時分、利用 IC（自）・（至）、通行料金、車種のそれぞれに整合性が無く、領収書として疑義がある。

　　海地獄入場料一人 400 円×12 人＝4,800 円は観光で視察目的に合致しない。5 月 23 日「大原茶屋」25,200 円と 24 日分大分空港ターミナル 21,480 円の領収書の宛名が明記されていない。申し合わせ事項に反する。

　　宿泊費二日分 406,800 円について「別府温泉杉乃井ホテル」、「牧温泉ホテル角萬」は一人あたりにすると 16,950 円で申し合わせ事項 1 泊 14,000 円に反する。従って差額 2,950 円×2 日分×12 人＝70,800 円の返還を求める。

返還請求額 197,920 円

イ 実施日 平成 18 年 10 月 18 日～20 日

観察先 北海道北広島市（レクリエーションの森）

　　江別市（セラミックアートセンター）

　　苫小牧市（ウトナイ湖野生鳥獣保護センター）

報告書に視察の目的が明記されていない。

　　「ホテルクラビー」の宿泊料金 1 人・泊 21,850 円と「洞爺湖パークホテル」21,275 円は土浦市の旅費規程 14,000 円に反する。差額分 181,500 円

　　観光バスガイド 3 日間ガイド付き 1 台 220,500 円は行政に詳しい専門家のガイドではなく一般の観光ガイドは観光そのものである。保険代

12,000 円も返還請求する。ガイド宿泊費も返還請求する。12,600 円

アイヌ民族資料館入館は観光である。7,500 円

10月18日昼食代「東京エアポートレストラン株式会社」18,630 円の宛名が上様で申し合わせ事項に反する。同じく昼食代 3,791 円の領収書の宛名が無い。

航空券キャンセル料 56,840 円は自己負担にするべきである。

返還請求額 513,361 円

ウ 実施日 平成 18 年 11 月 26 日～27 日

視察先 茨城県筑西市しもだて美術館

目的 旧新治村出身浦田正夫画伯寄贈した作品の管理保管状況の確認

認

北茨城市天心記念五浦美術館

天心記念五浦美術館を予定では 3 時 20 分終了とあり宿泊しなくても十分土浦までその日に帰ることができる。税金の無駄と判断し 127,200 円の宿泊費返還を求める。

返還請求額 127,200 円

エ 実施日 平成 19 年 2 月 1 日～3 日

視察先 高知県南国市（黒滝自然館せいらん）

安芸市（健康ふれあいセンター元気館他）

高知市（竜馬の生まれた街記念館他）

この視察は捏造によるものであるから全額の返還を求める。視察旅費  
998,040 円 + 土産代 18,300 円 = 1,016,340 円

返還請求額 1,016,340 円

オ 中田正広市議が自ら政治活動を宣伝するビラの印刷費に政務調査費から 1 月 12 日付けで 103,950 円、2 月 7 日付け 51,450 円「あづま印刷」を支出しているが申し合わせ事項に会派の場合「土浦市議会会派〇〇〇」としなければならないとあり、ビラには会派名が明記されてなく中田正広個人の名前になっているのは違反である。

返還請求額 155,400 円

[市政研究会] 返還請求額合計 ア～オ 361,066 円

ア 実施日 平成 18 年 6 月 26 日～28 日 市政研究会・平成クラブ・新生会  
合同

視察先 北海道富良野（JR富良野駅前再開発ビル）

旭川市（近文リサイクルプラザ・清掃工場）

北見市（つつじパークゴルフ場）

昼食代の領収書「PILICA」23,040 円の宛名が上様になっている。日付  
が無い。同じく領収書「なりたや」6,850 円の宛名が無い。

6 月 29 日の 42,000 円の領収書「荒川沖ハイヤー株式会社」も上様に  
なっている。

宿泊費「旭川パレスホテル」「大江本家」の 2 泊 9 名分 262,649 円とな  
っているが一人 1 泊が旅費規程の  $(14,000 \times 2 \text{ 泊}) \times 9 \text{ 人} = 252,000$  円を  
超えている。差額分 10,649 円（一人当たり 1,183 円）の返還を求める。

返還請求額 82,539 円

イ 実施日 平成 18 年 7 月 25 日～26 日（市政研究会・公明党・入江合同）

視察先 青森県八戸市役所（地域安全情報共有システムの概要につい  
て）

八戸市屋台村事務所（概要について）

青森市駅前再開発ビル『アウガ』（コンパクトシティの  
概要）

昼食代 5 名分で 7,220 円（2 名分だと 2,888 円）とあるが領収書が無  
い。夕食代 13,816 円（2 名分）は高額でありしかも領収書をもらえなか  
ったため支払い証明書で処理している。7 月 26 日の昼食代 4,512 円（2  
名分）を支払い証明書で処理している。いずれも領収書をもらえない状  
況にあったとはとうてい認めがたく会計処理が不適正である。

7 月 26 日青森県立美術館入館料 4,600 円（2 名分と判断する）は目的  
外の観光である。領収書の管理が不備なことから、昼食代と夕食代 21,216  
円、美術館入館料 4,600 円の返還を求める。

返還請求額 25,816 円

ウ 実施日 平成 18 年 10 月 23 日～25 日（市政研究会 10 人・新生会合同）

視察先 高知県高知市（竜馬の生まれたまち記念館）

北島市（れんこんの栽培方法）

徳島市（新町川水際公園）

10 月 23 日、24 日、25 日の各昼食代領収書の宛名が上様になっている。  
しかも 25 日の昼食代阿波之里 49,781 円一人当たり 3,555 円は高額であ  
る。申し合わせ事項に違反するので 62,650 円の返還を求める。

龍馬の生まれたまち記念館等は土浦市政との関連性がなく観光である。  
従って入場料一人当たり 1,371 円 × 10 人 = 13,710 円。  
宿泊料高知市（三翠園）一人 1 泊 16,950 円、徳島市（偕楽園）一人 1  
泊 15,750 円は旅費規程に反する。差額分 47,000 円（10 人分）  
返還請求額 123,360 円

エ 実施日 平成 18 年 11 月 26 日～27 日  
視察先 福島県須賀川市 藤沼湖自然公園（公園の概要）  
一日目の須賀川市視察が 14:30 とある。わざわざ宿泊しなくても土浦  
に帰ることができる。しかも二日目には視察がない。従って宿泊をした  
のは政務調査費条例・規則を逸脱している。宿泊費 54,450 円の返還を求  
める。

11 月 26 日昼食代一人当たり 5,378 円（焼肉レストラン天山）は高額で  
あり宛名が上様。二日目の一人 2,622 円（海鮮寿司）は当日視察がない  
のに昼食を政務調査費から支出しているのは同様、条例等を逸脱してい  
る。一日目と二日目の昼食代の返還を求める。

返還請求額 94,450 円

オ 実施日 平成 19 年 1 月 29 日～30 日（市政研究会・新生会合同）  
視察先 静岡県伊東市道の駅（「伊東マリンタウン」の概要）  
熱海市澤田政廣記念美術館（概要）  
29 日の昼食代領収書「日本レストランエンタプライズ」2,000 円の宛  
名が上様で 14,600 円は宛名が無い。30 日昼食代（ふくや）の領収書の宛  
名が上様になっているのは申し合わせ事項に反し、しかも高額である。  
昼食代 33,615 円と飲み物代 1,286 円の返還を求める。  
返還請求額 34,901 円

[公明党土浦市議団] 返還請求額合計 ア～ウ 197,016 円  
ア 実施日 平成 18 年 7 月 25 日～26 日（公明党土浦市議団 2 ・ 市政研  
究会・平成クラブ）  
視察先 青森県八戸市屋台村事務所（概要について）  
青森市駅前再開発ビル『アウガ』（コンパクトシティ  
の概要）  
昼食代と夕食代 21,216 円の返還を求める。  
返還請求額 21,216 円

イ 吉田千鶴子市議、田中津介市議、小林幸子市議が自らの政治活動を

宣伝するチラシ印刷代を広報紙費として政務調査費から支出しているが、チラシに会派名の明記がなく議員の個人名になっている。領収書共々個人名のものは個人が負担すべきである。

他に領収書の宛名が公明党土浦支部「センチュリープリンツ」26,250円になっていて、公明党土浦市議団となっていない。加えてそのチラシが国政レベルでの公明党の政策宣伝になっていて土浦市政の調査研究に資するものではない。したがって申し合わせ事項に反するので返還を求める。

返還請求額 150,800 円

ウ 平成19年2月17日午後4時から、土浦京成ホテルにて「明日の土浦を語る集い」参加費25,000円（5人分）を研究研修費として支出しているが、飲食を伴う会合に政務調査費を充当するのは不適切である。しかも申し合わせ事項に研究研修会に出席した場合は、当該研究研修費に係る報告書を作成し、議長に報告するものとするとあるが、報告書が無い。

返還請求額 25,000 円

[平成クラブ] 入江勇起夫 返還請求額合計 アナイ 11,791 円

ア 実施日 平成18年6月26日～28日市政研究会他と合同視察旅行  
視察先 北海道富良野市、旭川市、北見市

詳細は合同なので省略。宿泊費の旅費規程を超える1,183円の返還を求める。

返還請求額 1,183 円

イ 実施日 平成18年7月25日～26日市政研究会他と合同視察旅行  
視察先 青森県八戸市、青森市

詳細は合同なので省略。昼食代と夕食代10,608円の返還を求める。

返還請求額 10,608 円

[平成クラブ] 中井川 功 返還請求額 1,183 円

実施日 平成18年6月26日～28日市政研究会他と合同視察旅行  
視察先 北海道富良野市、旭川市、北見市

詳細は合同なので省略。宿泊費の旅費規程を超える1,183円の返還を求める。

[井坂信之] 返還請求額 300,000 円

実施日 平成18年10月16日～23日

視察先 ハンガリー (マーチャーシュ教会, ドナウ川クルージング),  
スロバキア (ブラチスラバ城), チェコ (プラハ城, 聖ビート教会, チェ  
スキー・クルムロフ) オーストリア (シェーンブルン宮殿, ベルヴェデー  
レ宮殿, 国立オペラ座) などを見学している。

視察目的が視察報告書に明記されていない。古城めぐりは土浦市政と  
なんら関係ない。議会で報告がなく平成 11 年 6 月～平成 19 年 3 月まで  
の 2 期 8 年間の間一般質問は 0 回である。従って何の調査なのかが明確  
になっていないことから明らかに観光である。

[一心会] 5 名 返還請求額合計 ア+イ 245,225 円

ア 実施日 平成 18 年 5 月 8 日～10 日

視察先 青森県青森市 (中心市街地再開発の概要について)

弘前市 (歴史的建造物を生かした観光行政)

黒石市 (歴史的建造物を生かした観光行政)

土浦から羽田空港までの往復を小坂議員自ら経営する「小坂タクシー」  
を利用し 60,000 円を支出しているのは、社会的良識に反し、不当である。

5 月 8 日昼食代「一八寿司」16,930 円は高額である。差額 6,930 円の  
返還を求める。棟方志功記念館入館は観光である。500 円 × 5 人 = 2,500  
円、ねぶた村入館料 500 円 × 5 人 = 2,500 円

宿泊費 237,035 円は一人当たり 1 泊 23703.5 円になる。旅費規程に違  
反する。差額 97,035 円の返還を求める。

返還請求額 168,965 円

イ 実施日 平成 18 年 10 月 17 日～19 日

視察先 長崎県長崎市 (長崎市原爆資料館)

諫早市 (諫早図書館について)

雲仙市 (雲仙市地域づくり補助金について)

熊本市 (歴史的建造物を生かした観光行政について)

17 日昼食代 20,160 円「バレンタイン」は使途基準に照らし高額である。  
差額 10,160 円。

原爆資料館入館 1,000 円と長崎コンベンション協会 3,000 円、出島入  
場料 2,500 円は観光である。

土浦から羽田空港までの往復 29,800 円 × 2 = 59,600 円小坂タクシーを  
利用するのは倫理上問題があり公金の支出は不適切である。

返還請求額 76,260 円

[新生会] 5 名 返還請求額合計 ア～ウ 74,648 円

ア 実施日 平成 18 年 6 月 26 日～28 日 (市政研究会と合同視察旅行)  
視察先 北海道富良野市, 旭川市, 北見市  
詳細は合同なので省略。宿泊費の旅費規程を超える 1,183 円 × 5 人 =  
5,915 円  
返還請求額 5,915 円

イ 実施日 平成 18 年 10 月 23 日～25 日 (市政研究会と合同視察旅行)  
視察先 高知県高知市他  
昼食代の領収書が上様で申し合わせ事項に反するため一人当たり  
6,265 円 × 4 = 25,060 円の返還を求める。竜馬のうまれたまち記念館等  
入場料 1,371 円 × 4 = 5,484 円, 宿泊費差額 4,700 円 × 4 = 18,800 円  
返還請求額 49,344 円

ウ 実施日 平成 19 年 1 月 29 日～30 日 (市政研究会と合同視察旅行)  
視察先 静岡県伊東市  
昼食代 18,675 円と飲み物代 714 円の返還を求める。  
返還請求額 19,389 円

#### 4 事実を証する書面

- 添付資料 1. 土浦市政調査費使途基準に関する申し合わせ事項  
2. 土浦市議会会派一覧表 (平成 18 年 10 月 1 日現在)  
3. 井坂信之氏の海外視察旅行行程表  
魅惑の東欧 4ヶ国周遊 8 日間「ホテルグレードアッププラン」  
4. 政務調査費 住民監査請求で返還勧告が出た事例  
5. 平成 18 年度土浦市議会政務調査費会派別使途一覧表 (石川克子作成)  
6. 新聞掲載記事  
A) 平成 18 年 10 月 29 日 常陽新聞  
B) " 11 月 6 日 茨城新聞, 産経新聞, 読売新聞,  
東京新聞, 每日新聞  
C) " 11 月 8 日 朝日新聞  
D) " 11 月 9 日 朝日新聞  
7. 領収書一式

#### 5 請求の要件審査

本請求については、審査の結果、地方自治法（以下「法」という。）第 242

条の法定要件を具備しているものと認め、平成 19 年 11 月 28 日に受理した。

## 6 監査委員の除斥

議会から選出された監査委員 盛 良雄 については、法第 199 条の 2 の規定により除斥とした。

## 第 2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対しては、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 19 年 12 月 5 日に証拠の提出及び陳述の機会を与え、これを実施した。

なお、これに対し、事実を証する書面として、平成 19 年 11 月 13 日付の新聞掲載記事（写し）6 部が提出された。

## 第 3 監査の実施

### 1 監査の対象事項

請求書の記載内容及び請求人の陳述内容等を総合的に検討し、監査対象事項を次のとおりとした。

平成 18 年度政務調査費交付金のうち、請求人が掲示している各項目の使途について、違法・不当であるかどうかを監査対象事項とした。

### 2 監査対象部課

監査対象部課は、上記 1 の監査の対象事項により、議会事務局とし、提出された書類の調査並びに議会事務局長ら関係職員からの事情聴取により実施した。

### 3 事実関係の確認

請求人から提出された証拠書類及び議会事務局から提出された書類の調査並びに関係職員等の事情聴取により、次の事実関係を確認した。

#### (1) 政務調査に関する法令等について

法第 100 条第 13 項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。」旨を定めている。土浦市では、この規定に基づき、土浦市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）及び土浦市議会政務調査費の交付に関する規則（以下「本件規則」という。）が制定され、平成 13 年 4 月 1 日から施行されている。

本件条例第2条で、議会における会派又は議員に対し政務調査費を交付することとし、その使途については、本件条例第5条で、市規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならないと規定されている。

これを受け、本件規則別表第1で、項目を「研究研修費」、「調査旅費」、「資料作成費」、「資料購入費」、「広報費」、「広聴費」、「人件費」、「事務所費」及び「その他の経費」の9に分類し、その各項目ごとに基準の内容を定めている。

政務調査費の交付を受けた会派の經理責任者又は議員は、本件条例第7条で、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、会計帳簿及び領収書の写し（以下「会計帳簿等の写し」という。）を添えて、議長に提出しなければならないと規定され、さらに本件規則第8条第1項では、議長は、収支報告書が提出されたときは、速やかにその写しを市長に送付するものとする旨が規定されている。

これらの運用に当たっては、政務調査費の交付を受けるべき土浦市議会内の会派間及び議員の公平性の確保、整合性、或いは支出の透明性を確保するため、土浦市議会政務調査費使途基準に関する申し合わせ事項（以下「申し合わせ事項」という。）を設け、平成16年10月1日から適用している。

## (2) 平成18年度政務調査費の交付状況等について

ア 平成18年4月1日、各会派及び議員から議長を経由して市長あてに交付申請がなされ、市長は、同日7会派分（議員42名分）及び議員4名分の1,380万円の交付決定をし、同25日上半期分（4月～9月分）として6,900,000円（会派交付分630万円、議員交付分60万円）を各会派の代表者及び議員に交付している。

下半期分（10月～3月）の6,900,000円については、会派間に所属議員の異動が生じたため、すべて会派交付分として、10月25日各会派の代表者に交付している。

イ 平成18年12月27日市政研究会から、所属議員の議員辞職に伴い100,000円（12月～3月までの4か月分）の返還がされている。

また、市民クラブから平成19年11月21日、修正した収支報告書が提出され、同12月6日、1,170,099円が返還されている。

ウ 各会派の出納責任者及び各議員から平成19年4月26日までに収支報告書と会計帳簿等の写しが議長あて提出され、議長は収支報告書の写しを平成19年5月7日市長に送付している。

なお、各会派別の収支状況は次のとおりである。

各会派別収支一覧表

	政務調査費交付額			精算額	会派等 負担	差引返還額
	上半期分	下半期分	合計額			
市民クラブ	2,250,000	2,250,000	4,500,000	3,329,901	0	1,170,099
市政研究会	1,350,000	1,850,000	3,200,000	3,201,394	1,394	0
公明党土浦市議団	750,000	750,000	1,500,000	859,191	0	640,809
一心会	750,000	750,000	1,500,000	1,390,913	0	109,087
新生会	750,000	750,000	1,500,000	1,590,318	90,318	0
井坂信之	150,000	0	150,000	150,000	0	0
中井川功	150,000	0	150,000	151,583	1,583	0
入江勇起夫	150,000	0	150,000	174,745	24,745	0
勝田煦	150,000	0	150,000	117,869	0	32,131
日本共産党土浦市議団	300,000	300,000	600,000	576,675	0	23,325
市民ネット	150,000	150,000	300,000	404,664	104,664	0
計	6,900,000	6,800,000	13,700,000	11,947,253	222,704	1,975,451

#### 4 請求事実の違法性について

以下、請求人の主張について、法、本件条例、本件規則及び申し合わせ事項に基づいて、検討した結果は、次のとおりである。

##### (1) 共通事項について

請求人が、違法性を具体的に摘示している共通の事項については、下記のとおり判断することとする。なお、下記に示した判断基準は、本監査に限って適用するものであり、今後の運用に当たっては、本監査中に改正された申し合わせ事項に沿った取扱いによるものとする。

##### ア 領収書について

領収書の取り扱いについては、申し合わせ事項において「領収書の宛名は会派の名称又は議員の氏名を明記すること。」とされている。

領収書の記載事項としては、一般的に宛名、金額、日付、摘要、発行者の住所・氏名などがその要件とされている。

のことから領収書の宛名が空欄あるいは上様となっているものについては、申し合わせ事項に反することになる。

ただし、領収書の日付・発行者等で支出が視察研修等との関連や事実が確認できるものについては、今回に限り、厳重注意事項にとどめ、政務調査費として認める。

##### イ 宿泊費について

宿泊費については、土浦市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「費用弁償条例」という。）に基づき、1人当たり 14,000 円の限度で認める。

ウ 昼食代、夕食代等の食料費について

視察研修時における昼食代については、公費負担することに疑義があるが、申し合わせ事項において「通常の昼食代」を認めていることから、1人当たり 2,500 円の限度で認める。

夕食代については、上記イの宿泊費を含め、1人当たり 14,000 円の範囲内で認める。

エ 交通費について

交通費については、費用弁償条例に基づく公共交通機関の運賃等を原則とする。従って、土浦～羽田空港間にタクシー等を利用した場合においても鉄道賃相当額とする。また、土浦～水戸及び上野間については、片道 100 キロメートル未満であることから普通運賃とする。1,111円

オ キャンセル料について

キャンセル料については、土浦市職員の旅費に関する条例において一定の理由がある場合にはその支出が認められていることから、公務上その他やむを得ない事情があると認められる場合に限り、政務調査費として認める。支拂はせぬ。 department aim.

カ 各施設の入場料について

調査研究活動のために必要な先進地調査に伴って行われる公共的施設、歴史的施設等の視察地における代表的施設の見学については、政務調査費として認める。

割引適用。

(2) [市民クラブ]

ア 大分県別府市外の視察研修について

〈請求人の主張〉

請求人は、市民クラブ（12名）が平成 18 年 5 月 22 日～24 日の 3 日間にわたり大分県別府市、日田市、大分市、熊本県阿蘇市等の視察研修をした際に政務調査費から支出した 1,375,601 円のうち 197,920 円について、次の点を摘示し、その違法不当性を主張している。

(ア) 航空券キャンセル料 3 人分 41,520 円は本人の個人的理由によるものであるから自己負担とするべきである。

(イ) 視察報告書の印刷代 30,000 円（30 部作成）とあるが、紙質等、到底一部千円を要したものとは思えない。しかも視察報告書は永年保存の義務はなく、通常使用するコピー用紙の場合の 3,000 円程度で十分で

ある。従って差額 27,000 円は過大支出である。

- (ウ) 平成 18 年 5 月 24 日付けの領収書「有限会社大和交通」7,120 円について、ETC 利用の利用年月日、時分、利用 IC (自)・(至)、通行料金、車種のそれぞれに整合性が無く、領収書として疑義がある。
- (エ) 海地獄入場料 4,800 円は観光で視察目的に合致しない。
- (オ) 5 月 23 日「大原茶屋」25,200 円と 24 日「大分空港ターミナル」21,480 円の領収書の宛名が明記されていない。申し合わせ事項に反する。
- (カ) 宿泊費二日分 406,800 円について、一人あたりにすると 16,950 円で申し合わせ事項 1 泊 14,000 円に反する。従って差額 70,800 円の返還を求める。

#### 〈監査委員の判断〉

- (ア) 航空券キャンセル料については、参加しなかった 3 名から理由書を徵し調査したところ、1 名は「実弟の葬儀のため」によるものであり、個人的理由によるものではあるがやむを得ない事情と認め、他の 2 名からは明確な理由は示されなかったことから、2 名分の  $41,520 \text{ 円} \times 2 / 3 = 27,680 \text{ 円}$  については、過大支出と判断する。
- (イ) 視察報告書の印刷代については、実際には 20 部を作成しており、1 部当たりの単価は 1,500 円で高額になっているが、これは印刷部数の関係から生ずるものであり、印刷業者に確認したところ「原稿の編集及び原版の作成に経費がかかり、部数を 100 部にしても金額は変わらない。」とのことである。また、視察報告書をどのような方法で作成するかは、会派に認められた一定の裁量権の範囲内であると判断する。
- (ウ) ETC 利用の明細の整合性が無い点については、明細書に表示される時刻は、常磐高速道路では出口の通過時間であるのに対し、首都高速道路では入口の通過時間、すなわち通行料金の認識時点で表示されることから生ずるものである。また、種別「4」と「1」の違いは、常磐高速道路では、通行料金を「軽自動車・普通車・中型車・大型車・特大車」の 5 区分としているのに対し、首都高速道路では「普通車・大型車」の 2 区分としているためのものであり、領収書の明細に疑義はない。

但し、土浦～羽田空港間の交通費については、鉄道賃相当額とすることから、マイクロバス使用料 115,500 円、高速道路使用料 7,120 円、駐車場使用料 900 円は認められず、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額  $115,500 \text{ 円} + 7,120 \text{ 円} + 900 \text{ 円} = 123,520 \text{ 円}$
- ② 適正額  $1,750 \text{ 円 (鉄道賃)} \times 12 \text{ 人} \times 2 \text{ (往復)} = 42,000 \text{ 円}$
- ③ 過大額  $① - ② = 81,520 \text{ 円}$

- (イ) 海地獄入場料については、共通事項の判断基準で示したとおり、違法不当性はないものと判断する。
- (オ) 昼食代の領収書の宛名が不備な点については、日付、発行者等から事実が確認でき、共通事項の判断基準で示したとおり、違法不当性はないものと判断する。
- (カ) 宿泊費二日分 406,800 円については、共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。
  - ① 支出額 406,800 円
  - ② 適正額  $14,000 \times 12 \text{ 人} \times 2 \text{ 日} = 336,000 \text{ 円}$
  - ③ 過大額 ①-②=70,800 円
- (キ) 以上のことから、(ア)+(ウ)+(カ)=180,000 円を過大支出と認める。

#### イ 北海道北広島市外の視察研修について

##### 〈請求人の主張〉

請求人は、市民クラブ（12名）が平成18年10月18日～20日の3日間にわたり北海道北広島市、江別市、苫小牧市等の視察研修をした際に政務調査費から支出した1,701,346円のうち513,361円について、次の点を摘示し、その違法不当性を主張している。

- (ア) 「ホテルクラビー」の宿泊料金一人一泊21,850円と「洞爺湖パークホテル」21,275円は旅費規程14,000円に反する。
- (イ) 観光バスガイド付き1台220,500円は行政に詳しい専門家のガイドではなく一般の観光ガイドは観光そのものである。保険代12,000円、ガイド宿泊費も返還請求する。
- (ウ) アイヌ民族資料館入館は観光である。
- (エ) 10月18日昼食代「東京エアポートレストラン株式会社」18,630円の宛名が上様で申し合わせ事項に反する。同じく昼食代3,791円の領収書の宛名が無い。
- (オ) 航空券キャンセル料56,840円は自己負担にするべきである。

##### 〈監査委員の判断〉

- (ア) 宿泊費二日分517,500円については、共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。
  - ① 支出額 517,500 円
  - ② 適正額  $14,000 \times 12 \text{ 人} \times 2 \text{ 日} = 336,000 \text{ 円}$
  - ③ 過大額 ①-②=181,500 円
- (イ) 貸し切りバスの利用は、申し合わせ事項で一定の場合認められており、また、上記研修は適正に行われていることから、観光バスガイド

を付けたことで直ちに観光そのものであるとはいえないと判断する。

但し、保険代 12,000 円については、個人的理由によるものであるから、過大支出と判断する。

- (ウ) アイヌ民族資料館入館料については、共通事項の判断基準で示したとおり、違法不当性はないものと判断する。
- (エ) 昼食代の領収書の宛名が不備である点については、日付、発行者等から事実が確認でき、共通事項の判断基準で示したとおり、違法不当性はないものと判断する。
- (オ) 航空券キャンセル料については、参加しなかった議員から理由書を徴し調査したところ、「視察当日の朝、待ち合わせ場所へ向かう途中に車に接触され負傷したため」によるものと想定され、個人的理由によるものではあるがやむを得ない事情と認め、違法不当性はないものと判断する。
- (カ) 本件視察に関し、上記以外に土浦～羽田空港間にマイクロバスを利用していることが判明したため、次の金額を過大支出と判断する。
- ① 支出額 80,000 円  
② 適正額 1,750 円(鉄道賃) × 12 人 × 2 (往復) = 42,000 円  
③ 過大額 ① - ② = 38,000 円
- (キ) 以上のことから、(ア) + (エ) + (カ) = 231,500 円を過大支出と認める。

#### ウ 筑西市しもだて美術館外の視察研修について

##### 〈請求人の主張〉

請求人は、市民クラブ(8名)が平成18年11月26日～27日の2日間、筑西市しもだて美術館、北茨城市的天心記念五浦美術館等の視察研修をした際に政務調査費から支出した196,688円のうち127,200円について、天心記念五浦美術館を予定では3時20分終了とあり宿泊しなくても十分土浦までその日に帰ることができ、税金の無駄である。また、陳述において、「福島県に宿泊と報告書にはありますが実際は県内の北茨城市内に宿泊していた虚偽の報告である。」旨を摘示し、その違法不当性を主張している。

##### 〈監査委員の判断〉

宿泊をする場合の基準について、法令上、特に規定されていないが、土浦市職員の旅費に関する条例で、「旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては

50 キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。」として旅行日数の制限を定めている。

のことから、本件視察研修の日数が2日になり、宿泊したことについての違法性は認められない。

しかしながら、事実と異なる視察先、宿泊地とする領収書等を作成して精算書に添付したことにより、市民から指摘を受けることとなったことは、監査委員として誠に遺憾である。よって、宿泊費 127,200 円については、不当な支出と判断する。

## エ 高知県南国市外の視察研修について

### 〈請求人の主張〉

請求人は、市民クラブ（12名）が平成19年2月1日～3日の3日間にわたり高知県南国市、安芸市、高知市等の視察研修をしたとして政務調査費から支出した1,016,340円について、この視察は捏造によるものである旨を掲示し、その違法不当性を主張している。

### 〈監査委員の判断〉

本件請求については、本監査中には正措置がとられ、市に損害が生じないこととなったため、却下する。

## オ 広報費について

### 〈請求人の主張〉

請求人は、市民クラブが広報費から支出した155,400円については、中田正広市議が自ら政治活動を宣伝するビラの印刷費であり、ビラには会派名が明記されてなく中田正広個人の名前になっているのは、申し合わせ事項に違反する旨を掲示し、その違法不当性を主張している。

### 〈監査委員の判断〉

本件請求については、本監査中には正措置がとられ、市に損害が生じないこととなったため、却下する。

## カ その他

上記監査請求以外に、平成18年4月12日に国民宿舎「水郷」で、市民クラブ（14名）、一心会（5名）、公明党土浦市議団（5名）、市民ネット（1名）の合同により「土浦市財政調査研究会勉強会」を行った際に、研究研修費から42,000円の支出がされているが、このうち30,800円については懇親会の費用であることから、政務調査費としての支出は認められない。

なお、本件費用については、他の会派での支出は見られなかった。

キ 市民クラブに係る過大支出額は、上記ア～カに示した 569,500 円と認められる。

(3) [市政研究会]

ア 北海道富良野市外の視察研修について

〈請求人の主張〉

請求人は、市政研究会 9 名（平成クラブ 2 名、新生会 4 名の合同）が平成 18 年 6 月 26 日～28 日の 3 日間にわたり、北海道富良野市、旭川市、北見市等の視察研修をした際に、政務調査費から支出した 1,042,953 円のうち 82,539 円について、次の点を摘示し、その違法不当性を主張している。

- (ア) 昼食代の領収書 23,040 円の宛名が上様で日付も無い、同じく 6,850 円の宛名が無い。
- (イ) 「荒川沖ハイヤー株式会社」の領収書 42,000 円も宛名が上様になっている。
- (ウ) 宿泊費の 2 泊 9 名分 262,649 円となっているが一人 1 泊が旅費規程の 14,000 円を超えていている。

〈監査委員の判断〉

(ア) 昼食代の領収書の宛名等が不備である点については、日付、発行者等から事実が確認でき、共通事項の判断基準で示したとおり、違法不当性はないものと判断する。

(イ) マイクロバスの領収書の宛名が不備である点については、日付、発行者等から事実が確認できるものではあるが、土浦～羽田空港間の交通費については、鉄道賃相当額とすることから、マイクロバス使用料 42,000 円、高速道路使用料 4,500 円は認められず、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額  $(42,000 \text{ 円} + 4,500 \text{ 円}) \times 9 \text{ 人} / 15 \text{ 人} = 27,900 \text{ 円}$   
② 適正額  $1,750 \text{ 円(鉄道賃)} \times 9 \text{ 人} = 15,750 \text{ 円}$   
③ 過大額  $① - ② = 12,150 \text{ 円}$

(ウ) 宿泊費二日分 262,649 円については、共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額 262,649 円  
② 適正額  $14,000 \text{ 円} \times 9 \text{ 人} \times 2 \text{ 日} = 252,000 \text{ 円}$   
③ 過大額  $① - ② = 10,649 \text{ 円}$

上記のほか、本件視察に関し次の事実が判明した。

(イ) 土浦～上野間において特急を利用しているが、特急利用は認められないでの、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額  $38,250 \text{ 円} \times 9 \text{ 人} / 15 \text{ 人} = 22,950 \text{ 円}$
- ② 適正額  $1,750 \text{ 円} \times 9 \text{ 人} = 15,750 \text{ 円}$
- ③ 過大額  $① - ② = 7,200 \text{ 円}$

(オ) 6月 27 日の昼食代について、共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額  $44,100 \text{ 円} \times 9 \text{ 人} / 15 \text{ 人} = 26,460 \text{ 円}$
- ② 適正額  $2,500 \text{ 円} \times 9 \text{ 人} = 22,500 \text{ 円}$
- ③ 過大額  $① - ② = 3,960 \text{ 円}$

(カ) 以上のことから、(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)=33,959 円を過大支出と認め

#### イ 青森県八戸市外の視察研修について

##### 〈請求人の主張〉

請求人は、市政研究会 2名（公明党土浦市議団 2名、平成クラブ（入江議員）の合同）が平成 18 年 7 月 25 日～26 日の 2 日間にわたり、青森県八戸市役所、八戸市屋台村事務所、青森市駅前再開発ビル「アウガ」等の視察研修をした際に、政務調査費から支出した 60,000 円のうち 25,816 円について、次の点を摘示し、その違法不当性を主張している。

- (ア) 昼食代 5 名分 7,220 円（2 名分だと 2,888 円）の領収書が無い。
- (イ) 夕食代 13,816 円（2 名分）は高額でありしかも領収書をもらえなかったため支払い証明書で処理している。
- (ウ) 7 月 26 日の昼食代 4,512 円（2 名分）を支払い証明書で処理している。
- (エ) 7 月 26 日青森県立美術館入館料 4,600 円（2 名分と判断する。）は目的外の観光である。

##### 〈監査委員の判断〉

- (ア) 昼食代の領収書は存在し、確認できたことから違法不当性はないものと判断する。
- (イ) 夕食代の支払い証明書に領収書のコピーが添付され手続に違法不当性は認められないが、宿泊代を含めた金額が共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額  $13,816 \text{ 円} + 19,200 \text{ 円} (\text{宿泊料}) = 33,016 \text{ 円}$
- ② 適正額  $14,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} = 28,000 \text{ 円}$
- ③ 過大額  $① - ② = 5,016 \text{ 円}$

- (ウ) 昼食代の支払い証明書に領収書のコピーが添付され手続に違法不当性は認められない。
- (エ) 青森県立美術館入館料 4,600 円は 5 名分のものであるが、共通事項の判断基準で示したとおり、違法不当性はないものと判断する。
- (オ) 本件視察に関し、上記以外に土浦～上野間において特急を利用していることが判明したが、特急利用は認められないので、次の金額を過大支出と判断する。
- ① 支出額 12,660 円 × 2 人 / 5 人 = 5,064 円
- ② 適正額 0 円
- ③ 過大額 ① - ② = 5,064 円
- (カ) 以上のことから、(イ) + (オ) = 10,080 円は過大支出と認められるが、本件視察に際し要した経費は、117,724 円であり、このうち 60,000 円を政務調査費からの支出とし、残額の 57,724 円を個人負担としていることから、10,080 円は個人負担分に含まれると判断し、勧告は行わない。

#### ウ 高知県高知市外の視察研修について

##### 〈請求人の主張〉

- 請求人は、市政研究会 10 名（新生会 4 名と合同）が平成 18 年 10 月 23 日～25 日の 3 日間にわたり、高知県高知市、北島市、徳島県徳島市等の視察研修をした際に、政務調査費から支出した 1,218,095 円のうち 123,360 円について、次の点を摘示し、その違法不当性を主張している。
- (ア) 三日間の各昼食代領収書の宛名が上様になっている。しかも 25 日の昼食代 49,781 円一人当たり 3,555 円は高額で申し合わせ事項に違反する。
- (イ) 龍馬の生まれたまち記念館等は土浦市政との関連性がなく観光である。
- (ウ) 宿泊料高知市一人 1 泊 16,950 円、徳島市一人 1 泊 15,750 円は旅費規程に反する。

##### 〈監査委員の判断〉

- (ア) 昼食代の領収書の宛名が不備である点については、日付、発行者等から事実が確認でき、共通事項の判断基準で示したとおり、違法不当性はないが、25 日の昼食代について、共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。
- ① 支出額 49,781 円 × 10 人 / 14 人 = 35,558 円
- ② 適正額 2,500 円 × 10 人 = 25,000 円

③ 過大額 ①-②=10,558 円

(イ) 竜馬の生まれたまち記念館等入場料については、共通事項の判断基準で示したとおり、違法不当性はないものと判断する。

(ウ) 宿泊費二日分 327,000 円については、共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。

① 支出額 457,800 円×10 人／14 人=327,000 円

② 適正額 14,000 円×10 人×2 日=280,000 円

③ 過大額 ①-②=47,000 円

上記のほか、本件視察に関し次の事実が判明した。

(エ) 土浦～上野間において特急を利用しているが、特急利用は認められないので、次の金額を過大支出と判断する。

① 支出額 12,000 円×10 人／14 人=8,571 円

② 適正額 0 円

③ 過大額 ①-②=8,571 円

(オ) 羽田空港～土浦間にタクシーを利用しているが、同区間の交通費については、鉄道賃相当額とすることから、タクシー使用料 40,000 円、高速道路使用料 4,700 円は認められず、次の金額を過大支出と判断する。

① 支出額 44,700 円×10 人／14 人=31,929 円

② 適正額 1,750 円×10 人=17,500 円

③ 過大額 ①-②=14,429 円

(カ) 以上のことから、(ア)+(ウ)+(エ)+(オ)=80,558 円を過大支出と認める。

## エ 福島県須賀川市外の視察研修について

### 〈請求人の主張〉

請求人は、市政研究会（5名）が平成18年11月26日～27日の2日間にわたり、福島県須賀川市、いわき市等の視察研修をした際に、政務調査費から支出した159,550円のうち94,450円について、次の点を摘示し、その違法不当性を主張している。

(ア) 一日目の須賀川市視察が14:30である。宿泊をしたのは政務調査費条例・規則を逸脱している。

(イ) 一日目の昼食代一人当たり5,378円は高額であり宛名が上様。

(ウ) 二日目の昼食代一人当たり2,622円は当日の視察がないのに昼食を政務調査費から支出しているのは同様、条例等を逸脱している。

〈監査委員の判断〉

(ア) 本件視察について、参加した議員から、「須賀川市における視察は、施設事務所での説明は 14:30 に終わったが、その後施設内の案内を受け終了したのは 16:30 である。」また、二日目の視察については、「研修報告書には記載しなかったが、午前中にいわきフラワーパーク（風力発電設備と太陽光エネルギー発電を併設した施設）を視察している。」旨の説明があったため、宿泊をしたことに違法不当性は認められない。

(イ) 一日目の昼食代の領収書の宛名が不備である点については、日付、発行者等から事実が確認でき、共通事項の判断基準で示したとおり、違法不当性はないが、金額について、共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額 26,890 円
- ② 適正額 2,500 円 × 5 人 = 12,500 円
- ③ 過大額 ① - ② = 14,390 円

(ウ) 二日目の昼食代については、上記(ア)により宿泊が認められることから、違法不当性はないが、金額について、共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額 13,110 円
- ② 適正額 2,500 円 × 5 人 = 12,500 円
- ③ 過大額 ① - ② = 610 円

(エ) 以上のことから、(イ) + (ウ) = 15,000 円を過大支出と認める。

オ 静岡県伊東市外の視察研修について

〈請求人の主張〉

請求人は、市政研究会 9 名（新生会 5 名と合同）が平成 19 年 1 月 29 日～30 日の 2 日間にわたり、静岡県伊東市道の駅、熱海市澤田政廣記念美術館等の視察研修をした際に、政務調査費から支出した 308,797 円のうち 34,901 円について、次の点を摘示し、その違法不当性を主張している。

(ア) 29 日の昼食代の領収書 2,000 円の宛名が上様で、14,600 円は宛名が無い。30 日昼食代の領収書の宛名が上様になっているのは申し合わせ事項に反し、しかも高額である。

〈監査委員の判断〉

(ア) 領収書の宛名が不備である点については、日付、発行者等から事実が確認でき、共通事項の判断基準で示したとおり、違法不当性はない

が、30日の金額について、共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。

$$\text{① 支出額 } 37,690 \text{ 円} \times 9 \text{ 人} / 14 \text{ 人} = 24,229 \text{ 円}$$

$$\text{② 適正額 } 2,500 \text{ 円} \times 9 \text{ 人} = 22,500 \text{ 円}$$

$$\text{③ 過大額 } \text{①} - \text{②} = 1,729 \text{ 円}$$

(イ) 本件視察に関し、上記以外に土浦～上野間において特急を利用していいるが、特急利用は認められないので、次の金額を過大支出と判断する。

$$\text{① 支出額 } 28,940 \text{ 円} \times 9 \text{ 人} / 14 \text{ 人} = 18,604 \text{ 円}$$

$$\text{② 適正額 } 0 \text{ 円}$$

$$\text{③ 過大額 } \text{①} - \text{②} = 18,604 \text{ 円}$$

(ウ) 以上のことから、(ア)+(イ)=20,333円を過大支出と認める。

カ 市政研究会に係る過大支出額は、上記のア～オに示した 149,850 円と以下 28 頁(7)に示す、井坂信之議員の海外視察に伴う会派負担分 150,000 円の合計 299,850 円と認められるが、同会に対する平成 18 年度政務調査費交付額は 3,200,000 円で、同精算額は 3,201,394 円となり、差引 1,394 円を会派負担としていることから、過大支出額 299,850 円から会派負担額の 1,394 円を差し引いた 298,456 円を勧告すべき金額とする。

#### (4) [公明党土浦市議団]

ア 青森県八戸市外の視察研修について

##### 〈請求人の主張〉

請求人は、公明党土浦市議団 2 名（市政研究会 2 名、平成クラブ（入江議員）の合同）が平成 18 年 7 月 25 日～26 日の 2 日間にわたり、青森県八戸市役所、八戸市屋台村事務所、青森市駅前再開発ビル「アウガ」等の視察研修をした際に、政務調査費から支出した 106,958 円のうち 21,216 円について、次の点を摘示し、その違法不当性を主張している。

(ア) 昼食代 5 名分 7,220 円（2 名分だと 2,888 円）の領収書が無い。

(イ) 夕食代 13,816 円（2 名分）は高額でありしかも領収書をもらえなかつたため支払い証明書で処理している。

(ウ) 7 月 26 日の昼食代 4,512 円（2 名分）を支払い証明書で処理している。

##### 〈監査委員の判断〉

(ア) 昼食代の領収書は存在し、確認できたことから違法不当性はないも

のと判断する。

- (イ) 夕食代の支払いについては、参加者個人の負担としており、政務調査費から支出した事実は認められなかった。
- (ウ) 昼食代の支払い証明書に領収書のコピーが添付され手続に違法不当性は認められない。
- (エ) 本件視察に関し、上記以外に土浦～上野間において特急を利用していることが判明したが、特急利用は認められないので、次の金額を過大支出と判断する。
  - ① 支出額 12,660 円×2人／5人=5,064 円
  - ② 適正額 0 円
  - ③ 過大額 ①-②=5,064 円
- (オ) 以上のことから、(エ)の 5,064 円は過大支出と認める。

#### イ 広報費

##### 〈請求人の主張〉

請求人は、吉田千鶴子市議、田中淳介市議、小林幸子市議が自らの政治活動を宣伝するチラシに会派名の明記がなく議員の個人名になっている。領収書共々個人名のものは個人が負担すべきである。

他に領収書の宛名が公明党土浦支部になっていて、公明党土浦市議団となっていない。加えてそのチラシが国政レベルでの公明党の政策宣伝になっていて土浦市政の調査研究に資するものではない。したがって申し合わせ事項に反する旨摘示し、その違法不当性を主張している。

##### 〈監査委員の判断〉

各市議の個人名で発行している広報紙について、会派に説明を求めたところ、「広報紙は個人名にはなっているが会派の構成員としての活動で、会派として認めているものであり、会派として発行しているものと認識している。また、申し合わせ事項で決められている正式な表示をしなかったことについては、形式的要件を欠いたことは認めざるを得ない。」旨の説明があった。

領収書の不備や発行者名の記載が無かったことについては、申し合わせ事項に反するものであるが、このことだけで違法不当性を判断すべきでないものの、指摘を受けた広報紙については、広報紙の名称及び記述

- ④ 内容から、会派等に関する記述は一切なく、各個人がそれぞれ発行しており、会派の了承を得て発行はされていると言えども個人的な会報という指摘は否めず、広報費から支出した 150,800 円は過大な支出と判断せざるを得ない。

## ウ 研究研修費

### 〈請求人の主張〉

請求人は、平成19年2月17日に開催された「明日の土浦を語る集い」参加費25,000円を研究研修費として支出しているが、飲食を伴う会合に政務調査費を充当するのは不適切である。しかも申し合わせ事項に研究研修会に出席した場合は、当該研究研修費に係る報告書を作成し、議長に報告するものとするとあるが、報告書が無い等を摘示し、その違法不当性を主張している。

### 〈監査委員の判断〉

「明日の土浦を語る集い」に出席した趣旨を会派に説明を求めたところ、「小幡氏の基調講演を聞くことを主に考え、交流会は乾杯程度で退席した。」旨の説明があった。

飲食を伴う会合に政務調査費を支出することが直ちに違法不当であるとは言えないものの、この集いは、参加者の意見や情報交換を主たる目的として行われているが、参加負担金の大半は飲食部分に充てられないと推認されること及び他の会派において政務調査費からの支出が見られないこと等を考慮すると、不適切と言わざるを得ない。よって、25,000円は過大支出と判断する。

## エ その他

上記監査請求以外に、平成18年7月30日（藤沢市）、同8月11日（桶川市）、同11月29日（東京都）、平成19年2月14日（東京都）、同2月19日（水戸市）の交通費に特急を利用している事実が見られたが、土浦～上野間、土浦～水戸間においては、特急の利用は認められないことから、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額 950円×2(往復)×5回=9,500円
- ② 適正額 0円
- ③ 過大額 ①-②=9,500円

オ 公明党土浦市議団に係る過大支出額は、上記ア～エに示した 190,364 円と認められる。

## (5) [平成クラブ] (入江勇起夫議員)

### ア 北海道富良野市外の視察研修について

### 〈請求人の主張〉

請求人は、入江勇起夫議員（市政研究会9名、平成クラブ（中井川議員）、新生会4名の合同）が平成18年6月26日～28日の3日間にわたり、北海道富良野市、旭川市、北見市等の視察研修をした際に、政務調査費から支出した115,883円のうち1,183円について、次の点を摘示し、その違法不当性を主張している。

(ア) 宿泊費の2泊29,183円となっているが旅費規程の14,000円を超えている。

〈監査委員の判断〉

(ア) 宿泊費二日分29,183円については、共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額 29,183円
- ② 適正額 14,000円×2日=28,000円
- ③ 過大額 ①-②=1,183円

上記のほか、市政研究会で示した次の事項についても、入江議員の負担すべきものとする。

(イ) 土浦～羽田空港間の交通費については、鉄道賃相当額とすることから、マイクロバス使用料42,000円、高速道路使用料4,500円は認められず、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額 (42,000円+4,500円) × 1人/15人=3,100円
- ② 適正額 1,750円(鉄道賃)×1人=1,750円
- ③ 過大額 ①-②=1,350円

(ウ) 土浦～上野間において特急を利用しているが、特急利用は認められないでの、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額 38,250円×1人/15人=2,550円
- ② 適正額 1,750円×1人=1,750円
- ③ 過大額 ①-②=800円

(エ) 6月27日の昼食代について、共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額 44,100円×1人/15人=2,940円
- ② 適正額 2,500円×1人=2,500円
- ③ 過大額 ①-②=440円

(オ) 以上のことから、(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)=3,773円を過大支出と認める。

イ 青森県八戸市外の視察研修について

〈請求人の主張〉

請求人は、入江勇起夫議員（市政研究会2名、公明党土浦市議団2名

の合同)が平成18年7月25日～26日の2日間にわたり、青森県八戸市役所、八戸市屋台村事務所、青森市駅前再開発ビル「アウガ」等の視察研修をした際に、政務調査費から支出した58,862円のうち10,608円について、次の点を摘示し、その違法不当性を主張している。

- (ア) 昼食代5名分7,220円(1名分だと1,444円)の領収書が無い。
- (イ) 夕食代6,908円は高額でありしかも領収書をもらえなかつたため支払い証明書で処理している。
- (ウ) 7月26日の昼食代2,256円を支払い証明書で処理している。

〈監査委員の判断〉

- (ア) 昼食代の領収書は存在し、確認できたことから違法不当性はないものと判断する。
- (イ) 夕食代の支払い証明書に領収書のコピーが添付され手続に違法不当性は認められないが、宿泊代を含めた金額が共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。
  - ① 支出額 6,908円+9,600円(宿泊料)=16,508円
  - ② 適正額 14,000円×1人=14,000円
  - ③ 過大額 ①-②=2,508円
- (ウ) 昼食代の支払い証明書に領収書のコピーが添付され手續に違法不当性は認められない。
- (エ) 本件視察に関し、上記以外に土浦～上野間において特急を利用していることが判明し、特急利用は認められないので、次の金額を過大支出と判断する。
  - ① 支出額 12,660円×1人/5人=2,532円
  - ② 適正額 0円
  - ③ 過大額 ①-②=2,532円
- (オ) 以上のことから、(イ)+(エ)=5,040円は過大支出と認められる。

ウ 入江勇起夫議員に係る過大支出額は、上記ア～イに示した8,813円と認められるが、同議員に対する平成18年度政務調査費交付額は150,000円で、同精算額は174,745円となっており、差引24,745円を個人負担としていることから、過大支出額8,813円は個人負担額の部分に含まれるものと判断し、勧告は行わないものとする。

- (6) [平成クラブ] 中井川 功  
ア 北海道富良野市外の視察研修について

### 〈請求人の主張〉

請求人は、中井川功議員（市政研究会9名、平成クラブ（入江勇起夫議員）、新生会4名の合同）が平成18年6月26日～28日の3日間にわたり、北海道富良野市、旭川市、北見市等の視察研修をした際に、政務調査費から支出した115,883円のうち1,183円について、次の点を摘示し、その違法不当性を主張している。

- (ア) 宿泊費の2泊29,183円となっているが旅費規程の14,000円を超えている。

### 〈監査委員の判断〉

- (ア) 宿泊費二日分29,183円については、共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額 29,183円
- ② 適正額 14,000円×2日=28,000円
- ③ 過大額 ①-②=1,183円

上記のほか、市政研究会で示した次の事項についても、中井川議員の負担すべきものとする。

- (イ) 土浦～羽田空港間の交通費については、鉄道賃相当額とすることから、マイクロバス使用料42,000円、高速道路使用料4,500円は認められず、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額 (42,000円+4,500円) × 1人/15人=3,100円
- ② 適正額 1,750円(鉄道賃)×1人=1,750円
- ③ 過大額 ①-②=1,350円

- (ウ) 土浦～上野間において特急を利用しているが、特急利用は認められないでの、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額 38,250円×1人/15人=2,550円
- ② 適正額 1,750円×1人=1,750円
- ③ 過大額 ①-②=800円

- (エ) 6月27日の昼食代について、共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額 44,100円×1人/15人=2,940円
- ② 適正額 2,500円×1人=2,500円
- ③ 過大額 ①-②=440円

- (オ) 以上のことから、(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)=3,773円を過大支出と認められるが、同議員に対する平成18年度政務調査費交付額は150,000円で、同精算額は151,583円となっており、差引1,583円を個人負担としていることから、過大支出額3,773円から個人負担額の1,583円を差し

引いた 2,190 円を勧告すべき金額とする。

(7) [井坂信之]

ア ハンガリー外の視察研修について

〈請求人の主張〉

請求人は、 視察目的が視察報告書に明記されていない。 古城めぐりは土浦市政となんら関係ない。 議会で報告がなく平成 11 年 6 月～平成 19 年 3 月までの 2 期 8 年間の間一般質問は 0 回である。 従って何の調査なのかが明確になっていないことから明らかに観光である旨を摘示し、 その違法不当性を主張している。

〈監査委員の判断〉

議員の海外視察について、 德島地裁（平成 16 年 1 月 30 日判決）では、「地方議会の議員は、 当該地方公共団体の議決機関の構成員として、 地方行政全般にわたる広範な領域においてその機能を発揮すべく普段の研修及び調査研究が期待されており、 海外事情を視察するための旅行も、 そのような研修及び調査研究活動の手段として、 その目的や地方行政との関連性に照らして合理的な必要性がある限り、 公益性を有するものといえる。 しかしながら、 旅行の目的が地方行政との関連において合理性を欠き、 あるいは、 旅行計画なし旅行内容が旅行目的との関連性を有さず又は手段として不相当である場合には、 そのような旅行は公益性のないものである。」と判示している。

本件視察研修についてみると、 観光行政上の「城」の位置づけ等の調査研究を一応の目的としており一概に不必要であるということはできない。

しかしながら、 本件旅行の行程は、 ハンガリー（マーチャーシュ教会、 旧王宮、 ドナウ川）、 スロバキア（ブラチスラバ城、 大統領府）、 チェコ（プラハ城、 聖ビート教会、 カレル橋、 ポヘミア古城、 チェスキ・クルムロフ）、 オーストリア（シェーンブルン宮殿、 ベルヴェデーレ宮殿、 国立オペラ座、 リヒトシュタイン城）等を視察したものであるが、 その間、 各都市の地方公共団体等を訪れる事もなく、 単に旅行会社の企画した市街地、 史跡等のいわゆる観光地とされる場所を見学したにとどまるものであり、 本件旅行の内容は、 前記目的に沿ったものとはいい難い。 よって、 井坂信之議員が支出した 150,000 円及び市政研究会から支出した 150,000 円は過大支出と判断する。

(8) [一心会]

ア 青森県青森市外の視察研修について

〈請求人の主張〉

請求人は、一心会（5名）が平成18年5月8日～10日の3日間にわたり、青森県青森市、弘前市、黒石市等の視察研修をした際に、政務調査費から支出した666,389円のうち168,965円について、次の点を摘示し、その違法不当性を主張している。

- (ア) 土浦から羽田空港までの往復を小坂議員自ら経営する「小坂タクシー」を利用しているのは、社会的良識に反し、不当である。
- (イ) 5月8日昼食代16,930円は高額である。
- (ウ) 棟方志功記念館入館、ねぶた村入館は観光である。
- (エ) 宿泊費237,035円は、旅費規程に違反する。

〈監査委員の判断〉

(ア) 議員自ら経営するタクシーを利用していることが必ずしも社会的良識に反しているとはいえないが、土浦～羽田空港間の交通費については、鉄道賃相当額とすることから、タクシーの利用は認められず、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額 60,000円
- ② 適正額 1,750円(鉄道賃)×5人×2(往復)=17,500円
- ③ 過大額 ①-②=42,500円

(イ) 5月8日の昼食代について、共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額 16,930円
- ② 適正額 2,500円×5人=12,500円
- ③ 過大額 ①-②=4,430円

(ウ) 棟方志功記念館入館等の入場料については、共通事項の判断基準で示したとおり、違法不当性はないものと判断する。

(エ) 宿泊費二日分237,035円については、共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額 237,035円
- ② 適正額 14,000円×5人×2日=140,000円
- ③ 過大額 ①-②=97,035円

(オ) 以上のことから、(ア)+(イ)+(エ)=143,965円は過大支出と認められる。

イ 長崎県長崎市外の視察研修について

〈請求人の主張〉

請求人は、一心会（5名）が平成18年10月17日～19日の3日間にわたり、長崎県長崎市、諫早市、雲仙市、熊本県熊本市等の視察研修をした際に、政務調査費から支出した632,620円のうち76,260円について、次の点を摘示し、その違法不当性を主張している。

- (ア) 17日の昼食代20,160円は高額である。
- (イ) 原爆資料館、長崎コンベンション協会、出島入場は観光である。
- (ウ) 土浦から羽田空港までの往復に小坂タクシーを利用するには倫理上問題がある。

〈監査委員の判断〉

- (ア) 17日の昼食代について、共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。

$$\begin{aligned} \text{① 支出額} &= 20,160 \text{ 円} \\ \text{② 適正額} &= 2,500 \text{ 円} \times 5 \text{ 人} = 12,500 \text{ 円} \\ \text{③ 過大額} &= \text{①} - \text{②} = 7,660 \text{ 円} \end{aligned}$$

- (イ) 原爆資料館等の入場料については、共通事項の判断基準で示したことより、違法不当性はないものと判断する。

- (ウ) 議員自ら経営するタクシーを利用していることが必ずしも倫理上問題があるとはいえないが、土浦～羽田空港間の交通費については、鉄道賃相当額とすることから、タクシー使用料59,600円及び高速道路使用料4,000円は認められず、次の金額を過大支出と判断する。

$$\begin{aligned} \text{① 支出額} &= 63,600 \text{ 円} \\ \text{② 適正額} &= 1,750 \text{ 円} (\text{鉄道賃}) \times 5 \text{ 人} \times 2 \text{ (往復)} = 17,500 \text{ 円} \\ \text{③ 過大額} &= \text{①} - \text{②} = 46,100 \text{ 円} \end{aligned}$$

上記のほか、本件視察に関し次の事実が判明した。

- (エ) 17日の宿泊代50,000円（推定）と夕食代47,930円について、共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。

$$\begin{aligned} \text{① 支出額} &= 50,000 \text{ 円} + 47,930 \text{ 円} = 97,930 \text{ 円} \\ \text{② 適正額} &= 14,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 人} = 70,000 \text{ 円} \\ \text{③ 過大額} &= \text{①} - \text{②} = 27,930 \text{ 円} \end{aligned}$$

- (オ) 18日の宿泊代105,750円と夕食代20,750円について、共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額 105,750 円 + 20,750 円 = 126,500 円  
② 適正額 14,000 円 × 5 人 = 70,000 円  
③ 過大額 ① - ② = 56,500 円
- (カ) 保険代 5,000 円については、個人的理由によるものであるから、過大支出と判断する。
- (キ) 以上のことから、(ア) + (ウ) + (エ) + (オ) + (カ) = 143,190 円は過大支出と認められる。

ウ 一心会に係る過大支出額は、上記ア～イに示した 287,155 円と認められる。

(9) [新生会]

ア 北海道富良野市外の視察研修について

〈請求人の主張〉

請求人は、新生会 4 名（市政研究会 9 名、平成クラブ 2 名の合同）が平成 18 年 6 月 26 日～28 日の 3 日間にわたり、北海道富良野市、旭川市、北見市等の視察研修をした際に、政務調査費から支出した 463,536 円のうち 5,915 円について、次の点を摘示し、その違法不当性を主張している。

(ア) 宿泊費の旅費規程を超える 1,183 円 × 5 人 = 5,915 円

〈監査委員の判断〉

(ア) 宿泊費二日分 116,735 円については、共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。なお、請求人らは、5 人分の返還請求をしているが、参加議員は 4 人である。

- ① 支出額 116,735 円  
② 適正額 14,000 円 × 4 人 × 2 日 = 112,000 円  
③ 過大額 ① - ② = 4,735 円

上記のほか、市政研究会で示した次の事項についても、新生会の負担すべきものとする。

(イ) 土浦～羽田空港間の交通費については、鉄道賃相当額とすることから、マイクロバス使用料 42,000 円、高速道路使用料 4,500 円は認められず、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額 (42,000 円 + 4,500 円) × 4 人 / 15 人 = 12,400 円  
② 適正額 1,750 円（鉄道賃）× 4 人 = 7,000 円  
③ 過大額 ① - ② = 5,400 円

(ウ) 土浦～上野間において特急を利用しているが、特急利用は認められないので、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額  $38,250 \text{ 円} \times 4 \text{ 人} / 15 \text{ 人} = 10,200 \text{ 円}$
- ② 適正額  $1,750 \text{ 円} \times 4 \text{ 人} = 7,000 \text{ 円}$
- ③ 過大額 ① - ② =  $3,200 \text{ 円}$

(エ) 6月27日の昼食代について、共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額  $44,100 \text{ 円} \times 4 \text{ 人} / 15 \text{ 人} = 11,760 \text{ 円}$
- ② 適正額  $2,500 \text{ 円} \times 4 \text{ 人} = 10,000 \text{ 円}$
- ③ 過大額 ① - ② =  $1,760 \text{ 円}$

(オ) 以上のことから、(ア) + (イ) + (ウ) + (エ) =  $15,095 \text{ 円}$  を過大支出と認める。

#### イ 高知県高知市外の視察研修について

##### 〈請求人の主張〉

請求人は、新生会4名（市政研究会10名と合同）が平成18年10月23日～25日の3日間にわたり、高知県高知市、北島市、徳島県徳島市等の視察研修をした際に、政務調査費から支出した491,076円のうち49,344円について、次の点を掲示し、その違法不当性を主張している。

- (ア) 昼食代の領収書が上様で申し合わせ事項に反するため。
- (イ) 竜馬の生まれたまち記念館等は土浦市政との関連性がなく観光である。
- (ウ) 宿泊料高知市一人1泊16,950円、徳島市一人1泊15,750円は旅費規程に反する。

##### 〈監査委員の判断〉

(ア) 昼食代の領収書の宛名が不備である点については、日付、発行者等から事実が確認でき、共通事項の判断基準で示したとおり、違法不当性はないが、25日の昼食代について、共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額  $49,781 \text{ 円} \times 4 \text{ 人} / 14 \text{ 人} = 14,223 \text{ 円}$
- ② 適正額  $2,500 \text{ 円} \times 4 \text{ 人} = 10,000 \text{ 円}$
- ③ 過大額 ① - ② =  $4,223 \text{ 円}$

(イ) 竜馬の生まれたまち記念館等入場料については、共通事項の判断基準で示したとおり、違法不当性はないものと判断する。

(ウ) 宿泊費二日分327,000円については、共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額  $457,800 \text{ 円} \times 4 \text{ 人} / 14 \text{ 人} = 130,800 \text{ 円}$
- ② 適正額  $14,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 人} \times 2 \text{ 日} = 112,000 \text{ 円}$
- ③ 過大額 ①-②=18,800 円

上記のほか、市政研究会で示した次の事項についても、新生会の負担すべきものとする。

(イ) 土浦～上野間において特急を利用しているが、特急利用は認められないでの、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額  $12,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 人} / 14 \text{ 人} = 3,429 \text{ 円}$
- ② 適正額 0 円
- ③ 過大額 ①-②=3,429 円

(オ) 羽田空港～土浦間にタクシーを利用しているが、同区間の交通費については、鉄道賃相当額とすることから、タクシー使用料 40,000 円、高速道路使用料 4,700 円は認められず、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額  $44,700 \text{ 円} \times 4 \text{ 人} / 14 \text{ 人} = 12,771 \text{ 円}$
- ② 適正額  $1,750 \text{ 円} \times 4 \text{ 人} = 7,000 \text{ 円}$
- ③ 過大額 ①-②=5,771 円

(カ) 以上のことから、(ア)+(ウ)+(イ)+(オ)=32,223 円を過大支出と認める。

#### ウ 静岡県伊東市外の視察研修について

##### 〈請求人の主張〉

請求人は、新生会 5 名（市政研究会 9 名と合同）が平成 19 年 1 月 29 日～30 日の 2 日間にわたり、静岡県伊東市道の駅、熱海市澤田政廣記念美術館等の視察研修をした際に、政務調査費から支出した 171,553 円のうち 19,389 円について、次の点を摘示し、その違法不当性を主張している。

(ア) 29 日の昼食代の領収書 2,000 円の宛名が上様で 14,600 円は宛名が無い。30 日昼食代の領収書の宛名が上様になっているのは申し合わせ事項に反し、しかも高額である。

##### 〈監査委員の判断〉

(ア) 領収書の宛名が不備である点については、日付、発行者等から事実が確認でき、共通事項の判断基準で示したとおり、違法不当性はないが、30 日の金額について、共通事項の判断基準で示した限度額を超えることから、次の金額を過大支出と判断する。

- ① 支出額  $37,690 \text{ 円} \times 5 \text{ 人} / 14 \text{ 人} = 13,461 \text{ 円}$

② 適正額  $2,500 \text{ 円} \times 5 \text{ 人} = 12,500 \text{ 円}$

③ 過大額 ①-②=961 円

上記のほか、市政研究会で示した次の事項についても、新生会の負担すべきものとする。

(イ) 土浦～上野間において特急を利用しているが、特急利用は認められないでの、次の金額を過大支出と判断する。

① 支出額  $28,940 \text{ 円} \times 5 \text{ 人} / 14 \text{ 人} = 10,336 \text{ 円}$

② 適正額 0 円

③ 過大額 ①-②=10,336 円

(ウ) 以上のことから、(ア)+(イ)=11,297 円を過大支出と認める。

エ 上記のほか、新生会が平成 19 年 5 月 23 日～25 日に実施した山口県山陽小野田市、山口市等の視察研修をした際に支出した昼食代に、共通事項の判断基準で示した限度額を超えるものがあることから、次の金額を過大支出と判断する。

① 支出額 13,650 円

② 適正額  $2,500 \text{ 円} \times 5 \text{ 人} = 12,500 \text{ 円}$

③ 過大額 ①-②=1,150 円

オ 新生会に係る過大支出額は、上記ア～エに示した 59,765 円と認められるが、同会に対する平成 18 年度政務調査費交付額は 1,500,000 円で、同精算額は 1,590,318 円となっており、差引 90,318 円を会派負担としていることから、過大支出額 59,765 円は会派負担額の部分に含まれるものと判断し、勧告は行わないものとする。

監査した結果は、以上述べたとおりであるが、結論として本件政務調査費交付金の支出については、違法であるとは認められないものの前述で示した総額 1,497,665 円については、過大な支出であると判断し、請求の一部を認め、2 件を却下し、その他は棄却する。

#### 第4 市長に対する勧告

1 本件請求に係る監査委員の判断は、上記に記載したとおりであるので、法第242条第4項の規定に基づき、市長に対して次に掲げる措置を講じることを勧告する。

#### 2 措置すべき事項

平成18年度に支出した政務調査費交付金 11,724,549円のうち、

市民クラブに対する 569,500円

市政研究会に対する 298,456円

(井坂議員の下半期分の150,000円を含む)

公明党土浦市議団に対する 190,364円

中井川功議員に対する 2,190円

井坂信之議員(上半期分)に対する 150,000円

一心会に対する 287,155円は、過大な支出であるので、

適切な措置を講じるとともに、当該措置の状況について、平成20年2月12日までに監査委員宛通知されたい。

#### 第5 意見

本市において、政務調査費は、地方自治法及び条例に基づき、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として公金より交付されている。本制度は、議員の調査研究の活動基盤を充実するために設けられたものであり、政治活動の執行機関からの独立を確保するため、その使途については、議会の自主的、自律的な点検に委ねられているものである。

しかしながら、今回の視察費捏造事件における政務調査費の会計処理は、現行制度の前提である会派の自律的なチェック機能に対する市民の信頼を大きく揺るがすものであった。

議会においては、使途基準に関する申し合わせ事項の改正をするなど改善策を実施しているが、公金である政務調査費の公正性及び透明性を確保し、市民の信頼を損ねることのないよう、今後も使途基準について調査研究するとともに、より一層努力されたい。

近時の判例においては、政務調査費の使途について、条例や規則に市長の調査権限を定めた規定がないとしても、会計帳簿の調整、領収書等の整理保管が議員に義務付けられることからすれば、公金を管理する者として、その公金の支出が適正であったか否かを審査し得ることは当然であり、適正な支出と認めることができない場合は返還請求すべき旨が判示されている。

今後、市長においては前記を踏まえて適切に対応されることを強く望むものである。

「平成 18 年度土浦市議会政務調査費住民監査請求」監査結果（各会派）

会派名	政調費 交付額	政調費 支出額	会派 (自己) 負担額	残額 請求額	返還 返還対象額	会派 (自己) 負担額	実質 返還 対象額	備 考
市民クラブ	4,500,000	4,501,641	1,641		2,010,221	1,741,240	1,641	1,739,599 (内 1,170,099 円は返還済。 最終返還対象額 569,500 円)
市政研究会	3,200,000	3,201,394	1,394		361,066	299,850	1,394	298,456 (内 150,000 円は井坂議員分)
公 明 党	1,500,000	859,191	0	640,809	197,016	190,364	0	190,364
平成クラブ 入江勇起夫	150,000	174,745	24,745		11,791	8,813	24,745	0 (下半期分 150,000 円は市政 研究会へ交付)
平成クラブ 中井川功	150,000	151,583	1,583		1,183	3,773	1,583	2,190 〃
井坂信之	150,000	150,000	0		300,000	150,000	0	150,000 〃
一心会	1,500,000	1,390,913	0	109,087	245,225	287,155	0	287,155
新生会	1,500,000	1,590,318	90,318		74,648	59,765	90,318	0
合 計	12,650,000	12,019,785		749,896	3,201,150	2,740,960		2,667,764